

開発事業申請書（条例第75条第1項） 添付書類

（正本1部・副本1部・縦覧用1部作成）

添 付 書 類		説 明
1	委任状	
2	土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）の写し	区画整理施行中の場合は、仮換地証明書等の写しも添付
3	各課助言・指導協議書	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課助言・指導協議書の回答（原本を正本へ、副本、縦覧用はコピー）</li> <li>開発事業基準確認リスト（原本を正本へ、副本、縦覧用はコピー）（事前協議申請の段階で適合の場合は、各課助言・指導協議書に添付されておりませんので添付不要</li> </ul>
4	案内図	区域を朱書き
5	現況図	区域を朱書き
6	現況及び周辺の写真	区域を朱書き 2方向以上とし、現況図へ撮影方向を記入
7	公図の写し	区域を朱書き 区画整理施行中の場合は、仮換地図等の写しを添付
8	実測求積図	区画整理施行中の場合、画地原子一覧等
9	区割図	有効宅地面積も明示、面積表含む
10	土地利用計画図（配置図）	区域を朱書き、予定建築物の配置寸法、用途、構造、階数、延べ面積、最高高さ、境界杭の種類、接する道水路の種類と幅員を記入
11	造成計画平面図及び断面図	区域を朱書き（盛土は茶色、切土は黄色で着色） 盛土、切土が無ければ不要（土地利用計画図に切盛なしと記入）
12	排水施設計画平面図（污水）及び排水施設等構造図	管種、管径、勾配、柵の深さ及び柵と柵の距離を記入 柵の構造図、取付断面図、浄化槽仕様書を添付
13	排水施設計画平面図（雨水）及び排水施設等構造図	管種、管径を記入 柵の構造図、取付断面図を添付
14	給水施設計画平面図	管種、管径を記入
15	植栽計画図	面積表、樹種を含む
16	土留め擁壁等断面図	配筋ピッチ等を記入
17	公共施設等構造図	道路、ゴミ置場、防火水槽等
18	その他市長が必要と認める図書	

（建築行為を伴う開発事業については以下も添付すること）

添 付 書 類		説 明
1	配置図	土地利用計画図との兼用可
2	各階平面図	建築面積、床面積、建ぺい率、容積率の計算表を含む
3	立面図	2面以上、最高高さ、最高軒高を記入
4	日影図	中高層建築物に限る
5	その他市長が必要と認める図書	

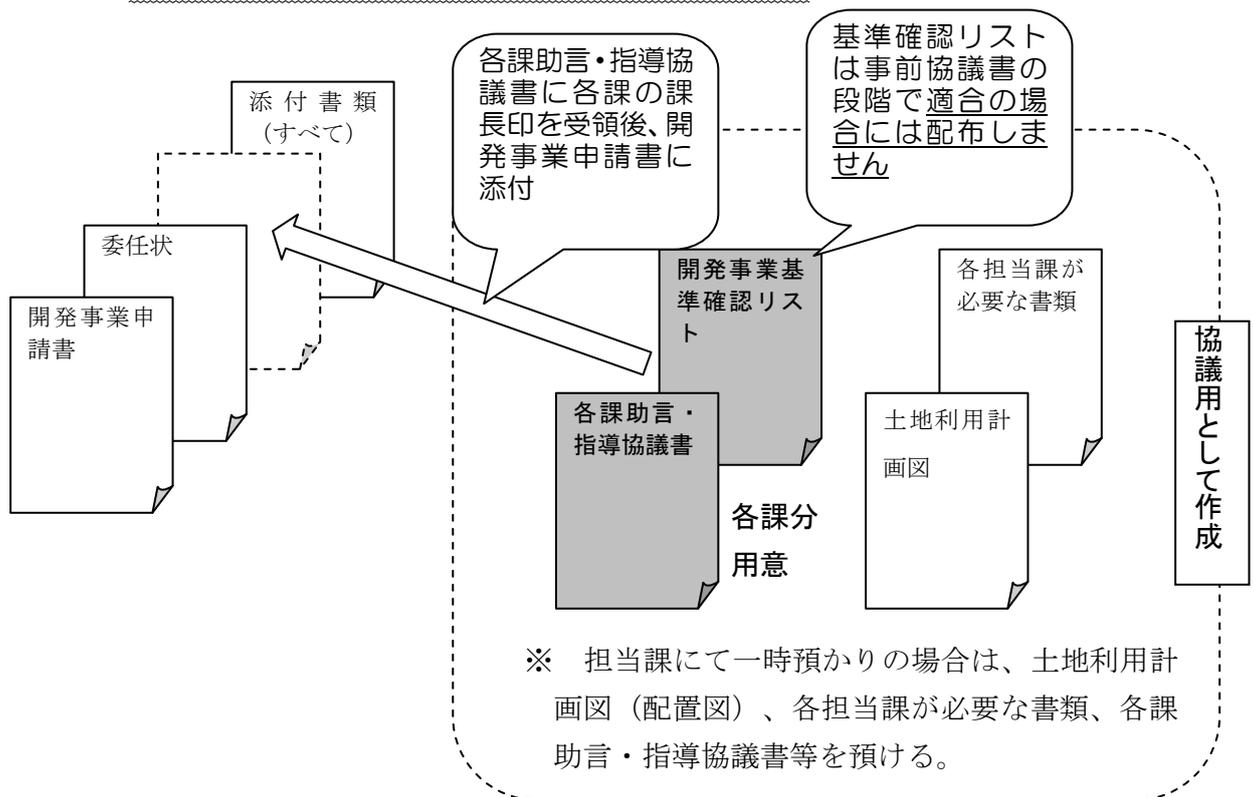
※申請書の正本・副本には、押印をすること。縦覧用はコピー可

（裏面あり）

## 各課助言・指導協議書の協議方法について

- ① 申請者（代理人）は各課助言・指導協議書の内容について確認をする。  
※ 不明な点等がある場合は、各課まで
- ② 各課助言・指導協議書の内容について回答を記入する。
- ③ 申請者（代理人）は、各課助言・指導協議書により図面等の訂正及び、追加記入等の指示事項が明記されている場合は、訂正後の図面を作成。（変更前→変更後により各課により確認）  
申請者（代理人）は、各課助言・指導協議書により、図面等の追加と指示事項が明記されている場合は追加図面、資料を作成。（各課により確認）
- ④ 各課により、各課助言・指導協議書の回答について確認及び、開発事業基準が適合しているかの確認。
- ⑤ すべての課から協議成立日（適合日）の記入及び課長印を受領後に「開発事業申請書」を作成し、開発建築課に申請。

- 【注意事項】
- ・ 各課との協議は個々に行うものとするが、図面等の整合については十分注意し、整合が図れている図面等で開発事業申請を行うこと。
  - ・ 各課において、書類・図面等を一時預かり内容について確認する場合があるため、各課が確認できるように用意しておくこと。



### 都市計画法第29条該当の場合

（「開発事業事前協議書に関する助言・指導書」及び「各課助言・指導協議書」を交付する際に、用紙はお渡しますので、開発事業申請書を申請する際に同時に提出して下さい。添付書類はありません）